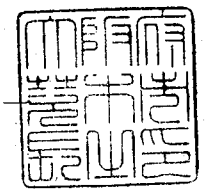
茨木市公告第45号

茨木市広告入り空家等対策・啓発冊子の無償提供業務に係るプロポーザル公告について

茨木市広告入り空家等対策・啓発冊子の無償提供業務について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和８年10月30日
茨木市長　福　岡　洋



1　業務概要

(1) 業務名

茨木市広告入り空家等対策・啓発冊子の無償提供業務

(2) 業務の目的

広告を掲載した空家等対策・啓発冊子（以下「冊子」という。）の無償提供を希望する事業者（以下「無償提供者」という。）を募集し、冊子の無償提供を受けることにより、冊子の作成経費の削減を図り、空家問題の啓発に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容

無償提供者は、冊子に広告を掲載しようとする者を募り、別紙基本業務内容に示す冊子を製作し、茨木市に納入するものとする。

(4) 業務期間

協定締結日から１年間。

ただし、期間満了の３か月前までに双方から特段の意思表示がない場合、満了日の翌日から更に１年間継続する。なお、更新は、締結日から５年間を限度とする。

2　当該業務の予算額等

０円

企画、編集、印刷及び納品など、冊子の作成等に要する一切の費用については、無償提供者が集める広告及びその他収入により賄うものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。

3　プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより無償提供者候補者を決定するものとする。

4　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

⑴ 本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、無償提供者候補者として選考された後、すみやかに入札参加者資格名簿登載手続きを行う場合は、この限りではない。

⑵ 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年４月１日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年４月１日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年４月１日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

⑶ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。

⑷ 主として広告代理業務を営む事業者であって、応募の日から過去３年間の間に、同様の広告媒体の取り扱い実績を有すること。

5　プロポーザル実施要項について

茨木市広告入り空家等対策・啓発冊子の無償提供業務に係るプロポーザル実施要項のとおり

日程

質問期限	令和８年11月13日（金）午後５時まで（必着）
質問に対する回答	令和８年11月16日（月）までに随時
参加申込期間	令和８年10月30日（金）午前９時から
	令和８年11月20日（金）午後４時30分まで（必着）
参加資格審査結果通知	令和８年11月27日（金）まで
企画提案書提出期間	令和８年11月30日（月）午前９時から
	令和８年12月11日（金）午後４時30分まで（必着）
審査	令和９年１月上旬頃まで（予定）
審査結果通知	令和９年１月中旬頃まで（予定）
協定締結	令和９年２月上旬頃まで（予定）
業務開始	令和９年３月から（予定）

6　担当部署

〒567-8505　茨木市駅前三丁目８番13号
茨木市　都市活力部居住政策課　担当　城谷
ＴＥＬ：０７２－６５５－２７５５（直通）
ＦＡＸ：０７２－６２０－１７３０
E-mail：kyojyu@city.ibaraki.lg.jp